

新型コロナウイルス感染症の支援・相談窓口一覧 ★印は本市独自の事業です。

【事業者の方】

市外局番は(048)です。

種類	支援内容	担当部署	問い合わせ
貸付・融資	★朝霞市中小企業融資制度および利子補給※	産業振興課	463-1903
	★融資制度利用に係る各種証明書の発行手数料の免除		
	埼玉県中小企業制度融資	埼玉県産業労働部金融課	048-830-3801
		朝霞市商工会（申請先）	470-5959
認定書等の発行	新型コロナウイルス感染症特別貸付等の日本政策金融公庫の融資制度	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル	0120-154-505
	セーフティネット保証4号、5号の認定書発行 危機関連保証の認定書発行 小規模事業者持続化補助金の申請に係る新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明書発行	産業振興課	463-1903
助成金・支援金等	持続化給付金（経済産業省）	持続化給付金事業コールセンター	0120-115-570
	埼玉県中小企業・個人事業主支援金（埼玉県）	埼玉県中小企業等支援相談窓口	0570-000-678 048-830-8291
	雇用調整助成金（埼玉労働局）	ハローワーク朝霞	463-2233
	小学校等の臨時休業に伴う保護者支援（厚生労働省）	厚生労働省学校等休業助成金支援金等相談コールセンター	0120-60-3999
	★中小・小規模企業者支援金	産業振興課	463-1903
	★持ち帰り・宅配サービス導入奨励金		
相談窓口	商工業者の経営や融資に関する相談窓口	朝霞市商工会	470-5959
	感染症に関する経営相談窓口	埼玉県よろず支援拠点	0120-973-248
	感染症に関連する特別労働相談窓口	埼玉県労働局相談窓口	048-600-6262
	農業者・食品事業者等向けの感染症に関する相談窓口	関東農政局企画調整室	048-740-0311 048-740-0016
	新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者等への相談窓口※	産業振興課	463-1903

※令和2年朝霞市議会6月定例会で審議中のため、成立した場合に実施する予定です。

消費者 アンテナ!

☎地域づくり支援課 ☎463-2648

夏本番！エアコンで快適に過ごすため、換気にも注意！

熱中症対策としてエアコンは欠かせませんが、新型コロナウイルス対策として換気も必要です。エアコンで快適に、そして効果的な換気を行いながら暑い夏を過ごしましょう。

エアコンの試運転はお早めに！

試運転を行う際、冷房を最低温度に設定して10分程度運転させ、冷風がきちんと出ているか、異常を示すランプが点灯していないかなど確認をしましょう。

エアコン使用中は時々換気を！



エアコンをつけると換気も行ってくれるものだと思っている方もいるかもしれませんが、室内の空気を循環させるだけなので換気はできません。

今年の夏は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、エアコンをつけながら時々窓を開けるようにして換気をするようにしましょう。窓は1か所だけではなく、部屋の対角線上の2か所の窓を開けることで空気の通り道ができて効率的です。

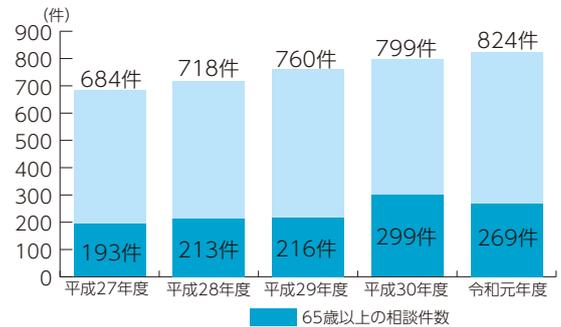
令和元年度 消費生活相談受付状況

令和元年度
消費生活相談受付件数 **824件**

令和元年度の朝霞市の消費生活センターに寄せられた相談件数は824件で、前年と比較して25件の増加となりました。そのうち架空・不当請求の相談が一番多く123件となっております。

また、令和2年度は例年以上に定期購入に関するトラブルの相談が多く寄せられています。

令和元年度消費生活相談受付件数



～安いからと言ってすぐに飛びつかないで～ 定期購入のトラブル

〈事例〉

「ダイエット効果のあるサプリメント、今だけ500円」という広告を見て注文した。最近になりまた同じサプリメントが届き、商品代金5,000円の請求書も同梱されていた。今一度広告を見ると画面の下に小さな字で「5回の定期購入が契約の条件」と書いてあった。

500円のお試しのみの購入で定期購入だとは思わなかったため解約したい。

アドバイス

- 通信販売には、クーリング・オフは適用されないため、商品を注文する前に「定期購入が条件となっていないか」「支払うこととなる総額はいくらか」など契約内容をしっかり確認しましょう。
- 「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」など解約条件をしっかりと確認しましょう。
- 万一のトラブルに備え、広告や注文画面、受注メールといった事業者とのやり取り等の記録は残しましょう。



イラスト：国民生活センターHPより引用



ポチる前にしっかり確認しましょう...

マンガ：フナカワ

#映え? 暴え? episode episode 1
2020年1月発行 (株)国民生活センター

ご利用ください消費生活相談

相談日／毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日除く）午前10時～正午、午後1時～4時

場所／消費生活センター（市役所4階48番窓口）

問い合わせ／☎048-463-1111（内線2256）

消費生活センターでは、契約に関するトラブル、商品の品質や安全性、悪質商法、多重債務など消費生活に関する相談や苦情に対して、専門の資格を持つ相談員が電話や面談で相談を受け、アドバイスや事業者とのあわせん、専門機関の紹介などを行っています。